### 経済調査レポート

No. 2005-02

# 制度改正による 2006・07 年の家計への影響

-税源移譲の影響を織り込んだ試算-

篠原 哲

(Tel:03-3512-1838) shino@nli-research.co.jp 2005 年 12 月

ニッセイ基礎研究所経済調査部門

#### (要旨)

- 1. 足元では景気の回復が続き、家計の所得・雇用環境も改善していることもあり、2006年度税制改正は総額で約2兆円の増税となった。
- 2. これらの税制改正が2006・07年度に家計部門に与える影響について、税源移譲の影響も踏まえたうえで各年度ごとにまとめてみると、2006年度における家計の税負担は対前年度比で約1.4兆円の負担増、2007年度でも同じく約1.4兆円の負担増になるものと推測される。
- 3. しかし、2006・07 年度の家計への負担増は税制改正によるものだけには留まらない。 今後は高齢化が進む中で、年金に代表される社会保険料の負担水準が上昇していく ことは重要である。結果として、税と社会保障を合わせた家計への負担増は、2006 年度では対前年で約1.9 兆円、2007 年度では同約1.7 兆円。労使合計では2006 年 度で同約2.2 兆円、2007 年度で同2.0 兆円規模に及ぶものと推計される。
- 4. 負担増による来年度の景気への影響を考えてみると、まず、現在の家計の所得・雇用環境の改善は当面のところ続くものと考えられ、雇用者報酬も 2006 年度は対前年比 1.1%増加するものと予測される。一方、2006 年度の家計への負担増は 2.2 兆円であり、これは雇用者報酬の対前年で約 0.8%程度に相当する規模であるため、現段階では負担増の影響も所得の上昇により吸収できるものと考えられる。
- 5. ただし、このような負担増は消費の伸びを抑制させる要因であることに変わりはない。このため、海外経済の減速などとともに、来年度の景気を停滞させるリスク要因のひとつとして注視しておく必要はあるだろう。

#### はじめに

12月15日に「与党税制改正大綱」が公表され、来年度税制改正の概要が明らかになった。足元では景気の回復が続いていることもあり、今回の税制改正は総額で、平年度で約2兆円の増税となる改正となった。本稿では、2006・07年に実施が予定される税・社会保障制度の改正について、主に家計への影響を中心にまとめてみたい。

#### 1. 2006 年度税制改正の概要

最初に2006年度税制改正における、主な制度改正の内容をまとめてみる。

まず、家計向けの改正としては、かねて焦点となっていた定率減税の扱いは、景気が回復局面にあることに加え、雇用・所得環境の改善傾向も続いていることもあり、当初の予定通り2007年1月から廃止されることが決定された(住民税は2007年6月から)。ただし、与党税制改正の大綱では"なお書き"として、2006年度にかけて景気が悪化した場合などは、政府・与党の決断により、その見直しを含め、機動的・弾力的に対応する「弾力条項」が設定されており、景気動向への配慮も織り込まれている。定率減税の規模は、所得税と住民税を合わせて約3.3兆円とされているが、2006年から2007年にかけては、減税が縮小〜廃止されることによって家計の負担増となる。

また、「三位一体の改革」における国から地方への税源移譲に関連し、所得税と個人住民税の税率変更も決定され、所得税では2007年1月から、住民税は同6月から税率が変更される。この改正により、3兆円規模の税源が、所得税から住民税に移譲されることになるが、所得税と個人住民税を合計した世帯ベースの税負担額は、税率変更前から増加しないように調整される¹。具体的には現在5%、10%、13%の3段階で設定されている住民税率は10%に一本化され、逆に10%、20%、30%、37%の4段階で設定されている所得税率は5%、10%、20%、23%、33%40%の6段階に変更されるとともに、住民税については、全世帯に所得税と住民税の人的控除の差を考慮した減額措置²が実施されることになる。

他にも家計向けの主な改正としては、酒税とたばこ税の改正が実施される。酒税は原料と製造方法の違いにより、酒類を 10 種類に分類し、さらに品目別に細分されて税率が設定されているが、今回の改正では、この分類が簡素化され、酒類ごとの税率格差が縮小される。結果として、相対的に税率が高いビールや清酒は減税されるが、ワインやいわゆる「第三のビール」(ビール風飲料)の税率は引き上げられる。このため、酒税の改正による負担の増減は中立となる。実施時期は 2006 年 5 月からである。

たばこ税は、大綱がまとまる直前に急ピッチで議論が進展し、最終的には 2006 年 7 月より 1 本あたり 1 円程度の増税が決定されたが、この背景には、拡大される児童手当の財源

<sup>1</sup> 世帯構成や所得水準によっては、所得税と住民税を合わせた負担額が移譲前よりも軽減される世帯もある。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 具体的には、次の額が個人住民税の所得割から減額される。個人住民税の課税所得金額が 200 万円以下の者は (イ) 人的控除額の差の合計 (ロ) 個人住民税の課税所得金額のいずれか小さい額の5%。個人住民税課税所得金額が 200 万円超の者は、{人的控除額の差の合計額- (個人住民税の課税所得-200 万円)}の5%。ただし、この額が 2500 円

に充てるという目的があった。この増税による税収増は約1700億円と想定される。

企業向けの税制改正としては、2005年度末で期限切れとなる、研究開発費の最大12%を控除できる研究開発促進税制のうちの2%分と、パソコンなどの取得価格の10%を控除できるIT投資促進税制が、当初の予定通り廃止される。2003年度税制改正において導入されたこれらの減税については、景気の回復傾向が続き、企業収益が大幅に改善するなかでは、当該措置の当初の目的は達せられたとの判断がなされたものである。

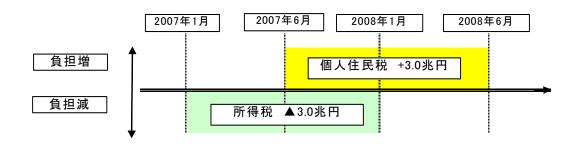
しかし、企業サイドからはこれらの減税の延長を求める声が大きかったことを考慮して、 試験研究費の増加分に対する税額控除の割合を拡大するとともに、高度な情報システムに 対する取得額の10%を税額控除する等の「情報基盤強化税制」が新設される。また、中小 企業に対しては、大企業に比べて収益の改善が遅れているとの配慮がなされ、設備投資額 の7%が控除される「中小企業投資促進税制」はソフトウェアなども対象に追加されたう えで2年間期限が延長された。これらの制度改正による企業部門の税負担は、増減をあわ せると約4~5000億円規模の増加になるものとされる。

#### 2. 2006・07 年度における家計部門への影響

以下では、税制改正が 2006・07 年度に主に家計部門に与える影響についてまとめる。2006 年度税制改正は総額で 2 兆円規模の増税が決定されたが、実際は 2006 年中にこれらの増税が全て実施されるわけではない。 それぞれの改正が実施される時期については項目ごとに異なっており、たばこ税のように 2006 年中に実施されるものもあれば、定率減税の廃止のように、2007 年に実施される改正もある。 そこで、増税による家計への影響を、各年度ごとに整理してみると、2006 年度では前年度の税制改正において決定された改正の影響もあり、対前年度比で約 1.8 兆円の税負担増、2007 年度では同 1.5 兆円の税負担増になるものと想定される。

さらに、このような家計の税負担の変動を検討する際には、2007年に実施される税源移譲の影響についても考慮する必要がある。先にも述べたように、2007年には所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲が実施されるが、その際は、所得税と住民税の徴収方法が異なるという制度上の要因により、両者の税率が同時に変更されるわけではない。所得税の税率は2007年1月から変更されるのに対し、住民税は同6月からの変更になるため、結果、家計にとっては2007年1月~5月については、前年に比べ税負担が減少する反面、2008年1月~5月については逆に前年比で税負担が増加することになる(図1参照)。

図1 税源移譲のイメージ



以下では、税源委譲により生じる、家計の税負担の増減について考察する。税源委譲では、所得税は3兆円の税収減となり、住民税は3兆円の税収増となる。そして所得税は、住民税に先立ち2007年1月から税率が変更されるため、この効果により、2006年度の家計は所得税負担(2007年1月~3月分)が前年度よりも0.4兆円(財務省資料より)ほど軽減される。そして2007年度については、残りの2.6兆円分(2007年4月~12月分)、前年度よりも家計の所得税負担は軽減されることになる。

一方、個人住民税については、3 兆円の税源移譲額を単純に 1/12 倍し、それを一月あたりの税源委譲額と仮定してみた結果、家計にとって 2007 年度は 2.5 兆円(2007 年 6 月~2008 年 3 月分)ほど前年度よりも住民税の負担が重くなり、2008 年度も残りの 0.5 兆円分(2008 年 4 月~5 月分)、住民税負担が前年度よりも増加することになる(図 2 参照)。

結果として税源移譲にともなう、家計の税負担の増減の影響を年度ごとにまとめてみると、2006年度は対前年で0.4兆円の負担減、2007年度は同0.1兆円の負担減、2008年度は逆に同0.5兆円の負担増となる。この所得税と住民税の税源委譲については、総額では3兆円の税負担の減少と増加であり、期間を通じてみれば負担の増減は生じないものである。しかし、所得税と住民税の徴収方法の差異という制度上の要因により、両者の改正が実施される時期が異なるため、家計の年度ベースの税負担には対前年で増減が生じてしまうことになる。

図2 税源移譲に伴う家計の税負担規模の変動

(米円)

	<u>増減額</u> (A)	 1カ月分 (A)÷12	2006年度	2007年度	2008年度
所得税	-3.0		-0.4	-2.6	
住民税	3.0	0.25		2.5	0.5
合計	0		-0.4	-0.1	0.5

注:所得税の2006年度分は2007年1~3月分、2007年度分は同4~12月分。2006年度は財務省資料 住民税の2007年度分は2007年6月~2008年3月分、2008年度分は2008年4~5月分。 住民税における各月の税源移譲額は、単純に年間の1/12倍としている。

資料:財務省

以上の税源委譲による影響も踏まえると、最終的に 2006 年度における家計の税負担は対前年で約 1.4 兆円の負担増、2007 年度でも同じく約 1.4 兆円の負担増になるものと推測される(図 3 参照)。

ただし、2006・07 年度の家計への負担増は税制改正によるものだけには留まらない。今後は高齢化が進む中で、年金に代表される社会保険料の負担水準が上昇していくことは重要である。昨年の年金改革においては、最終的に年収の 18.30%にまで厚生年金保険料率を引き上げ、2017 年度以降はそれを上限として料率が固定されるという形で決着しており、国民年金や共済も合わせると、2006・07 年度の家計への負担増はそれぞれ約 3000 億円、労使合計では約 6000 億円規模に及ぶものと考えられる。さらには、介護保険についても第1号被保険者(65歳以上の被保険者)については、来年度より毎月の保険料が 3300 円から3900 円に引き上げられるため、2006 年度の保険料負担は前年よりも、約 1500 億円増加するものと考えられる。

結果として、税と社会保障を合わせた家計への負担増は、2006 年度では対前年で約 1.9 兆円、2007 年度では同約 1.7 兆円。労使合計では 2006 年度で同約 2.2 兆円、2007 年度で 同 2.0 兆円規模に及ぶものと推計される。

#### 図3 今後予定される主な税・社会保障制度改正による家計への負担の影響

#### 社会保障制度改正(労使合計の負担増加規模)

社会保障制度 合計(A)			約0.8兆円	約0.6兆円
介護保険	(1号)2006年4月より保険料を3300円/月から 3900円/月に引き上げ	2006年4月	約1500億円	
国民年金	保険料率を280円/月ずつ引き上げる	2006、07年4月	約400億円	約400億円
共済	掛金を毎年引き上げる	2006、07年9月	約1000億円	約1000億円
厚生年金	保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げる (保険料の引き上げは10月から)	2006、07年9月	約5000億円	約5000億円
	主な改正点	改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)

#### 税制改正

税制 合計(B)			約1.8兆円	約1.5兆円
たばこ税の引き上げ	1本あたり1円程度の引き上げ	2006年7月	約1300億円	約400億円
個人住民税の引き上げ	年金生活者の課税最低限の引き下げなど	2006年6月	200億程度	
定率減税の見直し	2006年半減, 2007年全廃。	2006.07年1月	約1.6兆円	約1.4兆円
年金課税の強化	公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止(住民 税)	2006年6月	約1000億円	
	主な改正点	改正時期	2006年度の家計への影響 (対前年比)	2007年度の家計への影響 (対前年比)

税源移譲(C)	所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲	2007年1月、6月	▲4000億円	▲1000億円
---------	----------------------	------------	---------	---------

負担増の合計 (A)+(B)−(C)	約2.2兆円	約2.0兆円
--------------------	--------	--------

【出所】財務省資料、総務省資料、厚生労働省資料、各報道資料等を基に二ッセイ基礎研究所にて作成。一部は予測も踏まえた独自推計値。

これらの負担増による来年度の景気への影響を考えてみると、まず、現在の家計の所得・雇用環境の改善は、当面のところ続くものと考えられ、雇用者報酬も 2006 年度は対前年比 1.1%増加するものと予測される(当研究所の見通しによる)。一方、2006 年度の家計部門への負担増は 2.2 兆円であり、これは雇用者報酬の対前年で約 0.8%程度の規模であるため、現段階では所得の上昇により、家計の負担増の影響も吸収できるものと考えられる。ただし、このような負担増は、消費の伸びを抑制させる要因であることに変わりはない。このため、海外経済の減速などとともに、来年度の景気を停滞させるリスク要因のひとつとして注視しておく必要はあるだろう。

なお、社会保障については保険料の引き上げとは異なるものの、介護保険や医療保険制度改革により、利用者の自己負担額が引き上げられる。介護保険については、2005 年 10 月より施設利用者の食費や居住費の負担が増加しており、医療保険についても 2006 年 10 月から 70 歳以上の高所得者の窓口負担が、現在の 2 割から 3 割に引き上げられる。これらが家計の医療費等に対する支出を増やし、他の支出項目に対する消費を減少させることになる可能性がある。

#### 3. 今後の負担増に際しての課題

足元で景気の回復基調が続くなか、2005 年度補正予算における一般会計の税収は 47.0 兆円と、当初予算の 44.0 兆円から 3 兆円ほどの大幅な税収増が実現した。しかし、これも 2004 年度決算における税収である 45.6 兆円と比べると約 1.4 兆円の増加に留まり、さら にそのうちの 0.7 兆円は、金融機関の公的資金返済に起因する特殊要因によるものである。 2006 年度当初予算においても、景気回復による税の増収規模は約 1.1 兆円と見積もられて いるが、今後も社会保障関係費が年間数千億円規模で増加し続けることなどを考えると、 景気回復による税収の自然増加のみに、プライマリーバランスの黒字化を期待するのはや や難しい感もある。 財政再建を実現するためには、現実的には増税の実施も必要になって くると考えられ、今後は 2008 年度以降に引き上げが予定されている消費税の増税について も、議論が本格化してくることになるだろう。

ただし、増税の検討を進めていくに際しては、下記の点を考慮しておく必要があると考えられる。まず、増税は家計の可処分所得を減少させ、消費や景気動向にはマイナスの影響を及ぼすことになるが、家計への負担は、税だけでなく社会保険料の負担もあることも重要である。今までは税制と社会保障制度の改正が、それぞれ個別に検討・実施されてきたが、税制改正にあたり、税の負担規模や影響のみに限定して議論をすすめていくと、社会保障負担と合わせた家計の負担規模が膨れ上がり、景気や消費に想定以上の悪影響が生じる可能性も懸念される。今後は、財政再建に向けて消費税などの増税も検討されること

が予想されるが、その際には社会保障も含めた負担増が過大な規模にならないように、景気動向に配慮しながら負担増のスピードをコントロールしていくことが重要な課題となってくると言える。

さらに、増税の実施により、財政の歳出削減の動きがおろそかになってはならないという点も重要である。2006 年度当初予算では、前年度当初予算よりも 2 兆円を超える歳出削減が実現したが、今後、歳出削減の動きが緩まれば、負担増に対する国民の理解を得ることが難しくなるばかりか、財政収支を改善するために必要となる増税規模も大きくなる可能性があるからだ。

したがって、今後の負担増を伴う制度改正の実施に向けては、一方では、引き続き歳出面の改革を推進していくことも不可欠である。一般会計のみならず、特別会計をも含む歳出項目の全てにわたり、無駄な部分については徹底的に合理化を図っていくことが求められよう。さらに、社会保障給付についても、総額管理の導入等により、経済規模に見合った範囲で社会保障給付の規模を管理していく、という方向性も必要になってくると考えられる。

#### (参考) 世帯ベースにおける 2006・2007 年の税・社会保険料負担額

参考として、以下では標準的な4人家族世帯(有業の世帯主、専業主婦、子供が2人の4人家族。子供の1人は特定扶養控除に該当とする)、単身世帯(有業の世帯主)、3人家族世帯(有業の世帯主、専業主婦、子供が1人の3人家族。子供は特定扶養控除には該当しない)における、2006・07年における年間の税・社会保険料負担額の試算結果を掲載する。

ここでの試算には、税源移譲による影響も考慮しているほか、社会保険料控除について も期間を通じて一定とするのではなく、年金保険料率の引き上げの影響などを踏まえた各 年の社会保険料負担額を用いている。

2007年には定率減税の廃止と税源移譲が実施されるため、世帯の税負担は大きく変動することになる。このなかで試算結果から注目される点は、税源移譲の実施時期の差異による影響についてである。原則では、税源移譲により各世帯で負担が増加することがないように所得税と住民税の税率が変更され、低所得層では年間の所得税額が減額される反面、住民税額が増加する(高所得層では逆に所得税額が増加し、住民税額が減額される)ものとされている。ただし、先にも述べたように、所得税と住民税の徴収方法が異なるため、所得税率の変更は2007年1月に実施される一方で、住民税の改正時期は同6月であり、所得税の改正の方が半年早く実行されることになる。

この結果、定率減税の廃止による影響を踏まえても、年間の所得税額が前年よりも減少する世帯では、2007年1月から5月までは、給与からの所得税徴税額が減少することで、一時的に手取りの給与額が増加する可能性がある。このことを、表①の専業主婦4人世帯における年収700万円世帯を例にとり確認してみたい。

この世帯では、2007年の所得税額は対前年で約7.4万円減少すると試算される。そこで、ここではこの額を単純に1/12倍し、一月当たりとしてみると、2007年の所得税負担は前年と比べ、月当たり約6000円軽減される計算になる<sup>3</sup>。これより、2007年1月の所得税額は前月(前年の12月)よりも6000円ほど減額されることが分かる。

一方、2007年1月に給与から差し引かれる住民税については、同年の6月まで税率の変更はないため、前月(2006年12月)と比べて税額に変更はない。以上のように、制度上の要因により、所得税と住民税の税率変更の時期が異なることから、この世帯では2007年1月には、一時的に手取り給与が増加する可能性が指摘できる。

ただし、2007年において所得税額が前年より増加する高所得世帯では、上記の効果が生じないことには留意する必要がある。また、先にふれたように、所得税額が減額されることで、2007年前半には税負担が軽減される世帯も、2007年6月からは住民税額が増加する

8

<sup>3</sup> 実際には毎月の普通給与から徴収される所得税額は源泉徴収税額表により定められていることや、賞与の存在もあるため、ここでの単純な計算の結果の通りにはならない可能性がある。

ため、2008年にかけては逆に税負担が増えることになる点は重要である。 (このような世帯ベースの負担の変動についての詳細な考察については、次回のレポート で実施する予定である。)

①標準的な4人家族世帯(有業の世帯主、専業主婦、子供が2人の4人家族。なお子供 の1人は特定扶養控除に該当とする。)

(万円)

282.6 317.6 352.0

389.5

	200	6年の	自	扣	粨
--	-----	-----	---	---	---

年収 所得税 個人住民税 社会保障負担 負担計 (2006年度分 300 400 0.0 0.9 38.2 39.1 3.8 50.0 500 9.4 15.4 21.9 6.8 64.6 80.8 600 700 10.2 16.9 103.3 128.4 77.8 89.5 800 28.9 24.1 101.8 154.8 900 42.3 31.9 113.1 187.2 1000 56.5 39.8 124.0 220.4 1100 252.1 72.3 48.6 131.2

57.6

68.6

80.2

1500 140.8 91.7 ※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

88.5

104.0

120.9

2006年の負担増加額(対前年)

(万円)

年収	所得税	個人住民税	社会保障負担	負担額
		(2006年度分)		
300	0.0	0.0	0.6	0.6
400	0.3	0.2	0.8	1.4
500	1.0	0.4	1.1	1.4 2.5
600	1.6	0.6	1.3	3.5
700	2.3	1.1	1.5	4.9
800	3.1	1.7	1.7	6.4
900	4.4	1.7	1.9	8.0
1000	6.0	1.7	2.0	9.6
1100	7.7	1.6	2.1	11.4
1200	9.5	1.6	2.1	13.3
1300	11.2 12.0	1.5	2.2 2.3	14.9
1400	12.0	1.5	2.3	15.8
1500	11.8	1.4	2.4	15.6

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

2007年の負担額

1200

1300

1400

(万円)

136.6

145.0

150.9

156.9

				(7313)
年収	所得税	個人住民稅	社会保障負担	負担計
' - '		(2007年度分)		
		(2007平段刀)		
300	0.0	0.9	38.7	39.6
400	1.9	5.9	50.7	58.6
500	5.2	12.5	65.5	83.2
600	8.5	19.4	78.8	106.7
700	14.5	27.8	90.8	133.1
800	22.2	35.6	103.2	161.0
900	36.9	43.4	114.6	195.0
1000	52.7	51.3	125.7	229.8
1100	70.3	60.1	132.9	263.3
1200	88.2	69.1	138.3	295.6
1300	106.9	77.8	146.7	331.4
1400	127.4	86.7	1528	366.8
1500	149.7	95.6	158.8	404.1

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税こついては6月~翌年の5月分

(万円) 住民税調整 (2007年度分)  $\triangle 0.49$ **▲** 1.65 **▲** 1.65 **▲** 1.44 ▲ 0.25 **▲** 0.25 ▲ 0.25 **▲** 0.25 ▲ 0.25 **▲** 0.25 **▲** 0.25 ▲ 0.25 ▲ 0.25

2007年	の負担増	加額(対前生	F)	(万円)
年収	所得税	個人住民稅	社会保障負担	負担額
		(2007年度分)		
300	0.0	0.0	0.5	0.5
400	<b>▲</b> 1.6	2.2 5.7	0.7	1.3
500	<b>▲</b> 4.2		0.9	2.4 3.4 4.7
600	<b>▲</b> 6.9		1.1	3.4
700	▲ 7.4	10.9	1.2	4.7
800	▲ 6.7	11.5	1.4	6.2
900	▲ 5.4	11.6	1.6	7.8
1000	▲ 3.8	11.5	1.7	9.4
1100	▲ 2.1	11.5	1.7	11.2
1200	<b>▲</b> 0.3	11.5	1.7	13.0
1300	2.8	9.2	1.8	13.8
1400	6.4	6.5	1.8	14.8
1500	8.9	3.8 計用(士) 日~12		14.6

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

### ②単身世帯(世帯主の条件は、標準的な4人世帯と同一)

200	6年0	り合	坦	嫍
ZUU	0 <del>4</del> -0	ノR	쁘	飿

年収 所得税 (2006年度分) 個人住民税 (2006年度分) 社会保障負担 (2006年度分) 負担計 (2006年度分)   300 10.4 6.0 38.2 54.6   400 16.0 8.9 50.0 74.9   500 21.9 14.2 64.6 100.7   600 27.9 20.4 77.8 126.1   700 39.2 27.3 89.5 156.1   800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	20007				(171 1/
(2006年度分)   (2007年度分)   (20					
300 10.4 6.0 38.2 54.6   400 16.0 8.9 50.0 74.9   500 21.9 14.2 64.6 100.7   600 27.9 20.4 77.8 126.1   700 39.2 27.3 89.5 156.1   800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	年収	所得税	個人住民税	社会保障負担	負担計
400 16.0 8.9 50.0 74.9   500 21.9 14.2 64.6 100.7   600 27.9 20.4 77.8 126.1   700 39.2 27.3 89.5 156.1   800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3			(2006年度分)		
500 21.9 14.2 64.6 100.7   600 27.9 20.4 77.8 126.1   700 39.2 27.3 89.5 156.1   800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	300	10.4	6.0	38.2	54.6
600 27.9 20.4 77.8 126.1   700 39.2 27.3 89.5 156.1   800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	400	16.0	8.9	50.0	74.9
700 39.2 27.3 89.5 156.1   800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	500	21.9	14.2	64.6	100.7
800 53.1 35.1 101.8 190.0   900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	600	27.9	20.4	77.8	126.1
900 67.3 43.0 113.1 223.4   1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	700	39.2	27.3	89.5	156.1
1000 81.5 50.9 124.0 256.5   1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	800	53.1	35.1	101.8	190.0
1100 97.4 60.1 131.2 288.6   1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	900	67.3	43.0	113.1	223.4
1200 113.6 71.7 136.6 321.9   1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	1000	81.5	50.9	124.0	256.5
1300 130.9 83.0 145.0 358.9   1400 155.8 94.6 150.9 401.3	1100	97.4	60.1	131.2	288.6
<b>1400</b> 155.8 94.6 150.9 401.3	1200	113.6	71.7	136.6	321.9
	1300	130.9	83.0	145.0	358.9
1000 1000 1000 4450	1400	155.8	94.6	150.9	401.3
<b>1500  </b>	1500	182.5	106.2	156.9	445.6

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

### 2006年の負担増加額(対前年)

(万円)

年収	所得税	個人住民税	社会保障負担	負担額
		(2006年度分)		
300	1.1	0.4	0.6	2.2
400	1.7	0.6	0.8	3.2
500	2.3	1.0	1.1	4.4
600	3.0	1.4	1.3	2.2 3.2 4.4 5.7 7.4
700	4.1	1.8	1.5	7.4
800	5.6	1.7	1.7	9.0
900	7.2	1.7	1.9	10.7
1000	8.7	1.7	2.0	12.4
1100	10.5	1.5	2.1	14.1
1200	12.1	1.5	2.1	15.7
1300	12.1	1.5	2.2	15.8
1400	11.8	1.5	2.3	15.6
1500	11.8	1.4	2.4	15.6

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

#### 2007年の負担額

/ <b>L</b>	$\Box$
$(\mathcal{I})$	Η)

2007年	の負担額			(万円)	(万円)
					参考
年収	所得税	個人住民稅	社会保障負担	負担計	住民税調整額
		(2007年度分)			(2007年度分)
300	5.8	12.2	38.7	56.7	<b>▲</b> 0.25
400	8.9	18.4	50.7	78.0	<b>▲</b> 0.25
500	14.5	25.0	65.5	105.0	<b>▲</b> 0.25
600	21.2	31.7	78.8	131.7	<b>▲</b> 0.25
700	33.6	38.9	90.8	163.3	▲ 0.25
800	49.0	46.7	103.2	198.9	▲ 0.25
900	64.7	54.5	114.6	233.9	▲ 0.25
1000	80.5	62.4	125.7	268.7	▲ 0.25
1100	98.4	71.2	132.9	302.5	▲ 0.25
1200	118.9	80.2	138.3	337.5	▲ 0.25
1300	138.9	88.9	146.7 152.8	374.5 416.8	▲ 0.25
1400	166.3	97.8	152.8	416.8	▲ 0.25
1500	195.6	106.7 却(十) 日~12 B	158.8	461.0	▲ 0.25

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

#### 2007年の負担増加額(対前年)

<del>-</del>	ПΙ
C	n,

2007-4					
年収	所得税	個人住民稅	社会保障負担	負担額	
		(2007年度分)			
300	<b>▲</b> 4.7	6.2	0.5	2.1	
400	<b>▲</b> 7.2	9.5	0.7	3.1	
500	<b>▲</b> 7.4	10.8	0.9	4.3	
600	<b>▲</b> 6.8	11.2	1.1	5.6	
700	<b>▲</b> 5.6	11.6	1.2	7.2	
800	<b>▲</b> 4.1	11.6	1.4	8.9	
900	▲ 26	11.6	1.6	10.5	
1000	<b>▲</b> 1.0	11.5	1.7	12.2	
1100	1.0	11.2	1.7	13.9	
1200	5.4	8.5	1.7	15.6	
1300	8.0	5.8	1.8	15.6	
1400	10.4	3.2	1.8	15.4	
1500	13.1	0.5	1.8	15.4	

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

## ③夫婦子供1人世帯(世帯主(条件は標準的な4人世帯と同一)、専業主婦、子供1人 (特定扶養控除の対象ではない) の3人家族)

1000

1100

1200

1300 1400

2006年	の負担額			(万円)
年収	所得税	個人住民稅	社会保障負担	負担計
		(2006年度分)		
300	3.6	3.0	38.2	44.7
400	9.2	5.8	50.0	65.1
500	15.1	8.9	64.6	88.6
600	21.1	14.3	77.8	113.2
700	27.6	21.1	89.5	138.2
800	39.5	28.5	101.8	169.7
900	53.6	36.4	113.1	203.1
1000	67.9	44.3	124.0	236.2
1100	83.7	53.1	131.2	267.9
1200	99.8	63.2	136.6	299.5
1300	115.7	74.4	145.0	335.1
1400	133.5	86.0	150.9	370.5
1500	159.7	97.6	156.9	414.2

1500 159.7 97.6 ※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

2006年	<b>2006年の負担増加額(対前年)</b> (万円)					
年収	所得税	個人住民税	社会保障負担	負担額		
		(2006年度分)				
300	0.3	0.2	0.6	1.1		
400	1.0	0.4	0.8	2.2		
500	1.6	0.6	1.1	3.3		
600	2.2	0.9	1.3	4.5		
700	2.9	1.5	1.5	5.9		
800	4.1	1.7	1.7	7.5		
900	5.7	1.7	1.9	9.2		

1.6

1.5

12.0 1500 11.8 ※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

9.0

10.7

12.1

2006年の負担増加額(対前年)

200	7年の	臽	坦	貊
<i>Z U U</i>	/ <del>-</del>	, =	т-	40

2007年	の負担額			(万円)	(万円)
					参考
年収	所得税	個人住民税	社会保障負担	負担計	住民税調整額
		(2007年度分)			(2007年度分)
300	2.0	5.1	38.7	45.8	▲ 0.75
400	5.1	11.3	50.7	67.1	▲ 0.75
500	8.3	17.9	65.5	91.7	▲ 0.75
600	13.6	25.1	78.8	117.5	▲ 0.25
700	20.8	32.3	90.8	143.9	▲ 0.25
800	33.8	40.1	103.2	177.1	▲ 0.25
900	49.5	47.9	114.6	212.1	▲ 0.25
1000	65.3	55.8	125.7	246.9	▲ 0.25
1100	82.9	64.6	132.9	280.4	▲ 0.25
1200	101.5	73.6	138.3	313.4	▲ 0.25
1300	121.4	82.3	146.7	350.4	▲ 0.25
1400	141.8	91.2	152.8	385.8	▲ 0.25
1500	170.5	100.1	158.8	429.4	▲ 0.25
※所得税	だと社会保障負	担は1月~12月	分		

住民税については6月~翌年の5月分

### 2007年の負担増加額(対前年)

	** ><:= ::::::::::::::::::::::::::::::::::	- Hart 17 3 13 3	· /	(+ 5 : 5/
年収	所得税	個人住民税	社会保障負担	負担額
		(2007年度分)		
300	<b>▲</b> 1.6	2.2	0.5	1.1
400	<u> </u>	5.5	0.7	2.1
500	▲ 6.7	9.0	0.9	3.2
600	▲ 7.5	10.7	1.1	4.3
700	▲ 6.8		1.2	5.7
800	▲ 5.6	11.6	1.4	7.3
900	<u> </u>	11.6	1.6	9.0
1000	▲ 2.5		1.7	10.7
1100	▲ 0.8	11.5	1.7	12.5
1200	1.7	10.4	1.7	13.9
1300	5.7	7.8	1.8	15.3
1400	8.3	5.2	1.8	15.3
1500	10.8		1.8	15.1
※ 所得和	5と計合保陪告	担付1日~12	日分 ———	

10.9

12.7

14.4

(万円)

2.0

2.1

2.1

※所得税と社会保障負担は1月~12月分 住民税については6月~翌年の5月分

試算の前提とした世帯条件(2005年時点)

年齢 43歳 住所 東京23区

収入 年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給

なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。

家族構成 妻(無給)、子供2人(17歳と10歳)

社会保険料 所得税•個人住民税

政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金雇用保険

以上が毎月の給与・賞与から控除される。 ただし、雇用保険以外の保険料は翌月徴収とする。

●諸控除等

基礎控除 社会保険料控除 扶養控除 特定扶養控除 配偶者控除

均等割 4000円

### 試算に織り込んだ制度改正

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2006 1月	所得税 (定率減税の縮小:10%、最高12.5万円)	
6月	住民税 (定率減税の縮小:7.5%、最高2万円)	
10月		厚生年金 (保険料の引き上げ)
2007 1月	所得税 (定率減税の廃止) (税源移譲に伴う、税率の改定)	
6月	住民税 (定率減税の廃止)	
10月	(税源移譲に伴う、税率の改定)	厚生年金 (保険料の引き上げ)